

1. 制度概要

本制度は、日本政策金融公庫（日本公庫）、沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）、商工組合中央金庫（商工中金）、日本政策投資銀行の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・「危機対応業務（危機対応融資）」等の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った方のうち、**一定の要件を満たす方**に対し、**貸付を受けた日から最長3年間にあたる利子相当額を一括で助成する制度**です。

2. 助成対象者

日本公庫、沖縄公庫、商工中金、日本政策投資銀行の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った**中小企業者・小規模企業者※1のうち、以下の売上高要件を満たす方**

① 小規模企業者（個人事業主）事業性のあるフリーランス含む

売上高要件はありません。全ての方が助成対象となります。

② 小規模企業者（法人事業主）

貸付の申込を行った際の最近1か月またはその翌月若しくはその翌々月の売上高が、前年又は前々年の同月と比較して**15%以上**減少している方※2

③ 中小企業者等（上記①、②を除く事業者）

貸付の申込を行った際の最近1か月またはその翌月若しくはその翌々月の売上高が、前年又は前々年の同月と比較して**20%以上**減少している方※2

※1 中小企業者・小規模企業者の要件

日本標準産業分類（中分類）によって分類される業種ごとに、常時使用する従業員数に応じて判定します。詳細は「申請の手引き」をご参照ください。

※2 売上高減少率の要件

業歴が1年1か月以上か未満かによって、売上高減少率の算出方法は異なります。また業歴1年1か月以上であっても、1年以内に店舗拡大した方など**前年や前々年の売上高との比較が馴染まない方**は、業歴1年1か月未満として、売上高減少率の判定をすることができます。詳細は「申請の手引き」をご参照ください。

3. 特別利子補給対象となる貸付の上限額（2020年7月2日時点）

- ◆ 日本公庫（中小事業）：2億円
- ◆ 日本公庫（国民事業）：4,000万円
- ◆ 沖縄公庫（中小企業資金）：2億円
- ◆ 沖縄公庫（生業資金・生活衛生資金）：4,000万円
- ◆ 商工中金：2億円（日本政策投資銀行と合算）
- ◆ 日本政策投資銀行：2億円（商工中金と合算）

※上限額は、新規融資と既往債務借換との合計金額

4. 申請について

申請～助成終了までの流れについては、裏面をご確認ください。なお、特別利子補給制度ホームページに掲載されている「**申請の手引き**」に、申請にあたっての留意事項を記載しておりますので、申請前にご確認ください。

5. 申請受付期限

2021年12月31日（当日消印有効）

「申請の手引き」掲載場所
<https://tokubetsu-riho.jp>



申請～助成対象期間（実質無利子期間）終了までの流れ

1 準備

- 借入を行った金融機関等より申請に必要な以下の書類等を受領します。
 - ① 特別利子補給助成金交付申請書及び請求書
 - ② 【別紙1】 誓約・同意書
 - ③ 【別紙2】 申告書
 - ④ 事務局宛て専用封筒

2 申請

- オンライン申請の場合
金融機関等より受領した上記①の書類をお手元にご準備の上、HPより申請します。
- 郵送申請の場合
金融機関等より受領した上記①～③に必要な事項を記入し、④の専用封筒にて郵送します。
※記入の際には、「記入見本」をご参照ください。申告書は、事業形態（法人・個人事業主）や業歴によりA～Dの4種類がありますので、当てはまるものをご使用ください。

不正が判明した場合は、交付決定の取消・返還命令や法に基づき、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、または両方に処せられる可能性があります。

3 審査

- 事務局により、申請内容が交付の要件を満たしているかどうかの審査が行われます。
※申請に不備があった場合は、電話・メール等でご確認させていただきます。

4 交付決定

- 事務局の審査の結果、交付の要件を満たしている場合には、事務局から「特別利子補給助成金交付決定通知書」により、交付決定及び事務局が計算した助成金額が通知されます。交付の要件を満たしていない申請者にはその旨が通知されます。
※審査の過程において、事務局は金融機関に申請者の貸付情報等を照会し、金融機関から助成金額の計算に必要な情報の提供を受けます。

5 助成金 交付

- 事務局より申請書に記入した振込先の口座に**助成対象期間（貸付を受けた日から最長3年）**の利子相当額が一括で振り込まれます。
※入金された助成金は、利子の支払いに充ててください。

6 助成対象 期間中

- 助成対象期間中に対象貸付の条件変更や約定外返済（借換・繰上償還等）により**利子の支払い額に変更が生じ、交付された助成金と金融機関に支払った利子額に差が生じた場合**、助成金の追加交付や返納手続きについて事務局より通知されます。申請書別紙1「誓約・同意書」をご確認ください。
- 申請内容に変更があった場合**、事務局への届け出等が必要となる場合があります。詳細は「申請の手引き」をご確認ください。

7 助成期間終了 ・ 精算

- 助成対象期間終了後には、金融機関からの情報に基づき、事務局より「特別利子補給助成金確定通知書」が送付されます。
※交付された助成金と金融機関に支払った利子額に差が生じている場合には、**追加交付または助成金の返納**により精算させていただきます。